

(平成23年2月9日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認釧路地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 2 件

国民年金関係 2 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 1 件

国民年金関係 1 件

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和51年4月から52年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和28年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和48年7月から50年3月まで  
② 昭和51年4月から52年3月まで

昭和48年\*月に20歳になった際、母親がA町役場で国民年金への加入手続をし、保険料の納付をしていたはずなので、申立期間が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間以外に国民年金保険料の未納は無く、申立期間の保険料を納付していたとする母親については、未加入期間が1か月のみであり、厚生年金保険から国民年金への切替手続も適切に行っていたことが推察されることから、申立人及び母親の納付意識は高かったことがうかがえる。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、その前後の記号番号を持つ任意加入被保険者の資格取得時期から、昭和51年8月から同年12月頃にかけて払い出されたことが確認できることから、申立人はその頃に加入手続を行い、資格取得日を20歳時点の48年\*月\*日に遡ったものと推察されるが、その時点において、申立期間のうち51年4月から52年3月までの国民年金保険料は現年度納付が可能であった。

さらに、被保険者台帳の記録によれば、申立期間①と②の間の昭和50年4月から51年3月までの国民年金保険料は、52年3月に1年分まとめて納付されたことが確認でき、申立期間②に属する時期に過年度納付していた申立人が現年度納付しない事情は見当たらない。

一方、申立人の加入手続時において、申立期間①の期間については、時効のため保険料を納付することができない期間がある上、申立人がこの期間の保険料を納付していたことや別の国民年金手帳記号番号が払い出され

ていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 51 年 4 月から 52 年 3 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成元年4月から同年10月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和12年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年4月から同年10月まで

私は、経営していた飲食店の客に勧められて国民年金に加入することにし、平成元年12月頃に加入手続した。初めのうちは保険料を納めていなかったが、加入を勧めてくれた人の助言により、1年分をまとめて納付した後は、2か月分ずつ1万6,000円ぐらいをA町の会館で納付していたので、申立期間の7か月だけ未納となっているのは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間は7か月と短期間である上、申立人の国民年金加入手続や加入当時の国民年金保険料の納付状況についての供述は詳細かつ具体的であり、不自然さは見られない。

また、申立人は、申立期間の前後の期間の国民年金保険料は納付済みであり、申立期間の前後を通じて申立人の生活状況には大きな変化が見られないことから、申立期間の7か月の保険料を納付しない事情は見当たらない。

さらに、「2か月分ずつ1万6,000円ぐらいをA町の会館で納付していた。」旨の申立人の供述は、当時の保険料額や納付方法と一致している上、昭和63年4月から平成元年3月までの1年分の保険料をまとめて納付した申立人が、続く期間である申立期間の7か月分の保険料を納付せずに、その後の期間である元年11月から2年3月までの5か月分の保険料を納付していることは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成6年12月から7年7月までの期間及び7年9月から8年5月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和42年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成6年12月から7年7月まで  
② 平成7年9月から8年5月まで

平成7年1月に結婚したが、働くつもりだったので夫の扶養には入らずに国民年金に加入し、その時、現在2冊ある年金手帳のどちらかをもらったと思うが記憶が定かではない。

国民年金保険料は、A市内の郵便局等で毎月1万1,000円から1万3,000円くらい納付していたし、未納分を一括で納付した記憶もあるので、申立期間が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成10年4月27日に第3号被保険者となっているところ、オンライン記録によれば、当該届出処理は同年7月3日にB市の社会保険事務所（当時）で行われ、その事務処理に併せて基礎年金番号の付番がなされると共に、厚生年金保険の加入期間も整理され、その記録が記載された青色の年金手帳が交付されたことが確認できることから、「平成7年頃に国民年金の加入手続を行った。」とする申立人の供述とは符合しない。

また、申立人が所持する三制度共通のオレンジ色の年金手帳には、氏名変更の記録以外に国民年金の資格取得及び資格喪失記録が確認できないことから、申立人は、婚姻後の氏名変更の届出は行ったものの、厚生年金保険から国民年金への切替手続を行っていなかったと推察され、この場合、A市から申立期間に係る国民年金保険料納付書は送付されず、保険料を納付することはできない。

さらに、平成10年7月の国民年金加入手続の時点においては、申立期間の保険料は時効により納付することはできない上、申立人が申立期間について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定

申告書等)が無く、ほかに納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。